



市からのお知らせをメールで配信しています。右記QRコードを読み込むか、我孫子市携帯サイト(<http://www.city.abiko.chiba.jp/mob/>)へアクセスしてください。パソコンからは、市ホームページ内「メール配信サービス」をご覧ください。



アプリ「マチイロ」で広報あびこが閲覧できます。アプリは左記QRコードからダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症関連情報

※7月6日時点の情報です。

3回目接種券の発送

2回目接種から5カ月以上経過した方が3回目接種の対象です。

2回目接種時期	発送日(予定)	予約開始日(予定)
令和4年3月	7月12日(火)	接種券が届き次第、予約可
令和4年4月	8月9日(火)	

4回目接種券の発送

3回目接種時期	発送日(予定)	予約開始日時(予定)
令和4年2月21日～28日	発送済み	7月11日(月)11時
令和4年3月1日～10日	7月19日(火)	7月25日(月)11時
令和4年3月11日～31日	7月26日(火)	8月1日(月)11時
令和4年4月1日～30日	8月16日(火)	8月22日(月)11時

※発送から到着まで、2～3日かかります(土・日曜日、祝日を除く)。

※59歳の方には60歳になった月の翌月に発送予定です。

※予約開始日時より前に、インターネット予約・コールセンター・予約支援窓口での予約受付はできません。

予約方法 ①インターネット予約②コールセンター(☎0120-855-366)③医療機関へ直接予約※詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。



4回目接種

対象 ①60歳以上の方 ②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※3回目接種から5カ月以上経過している必要があります。

※接種券の発行申請が必要な場合があります。なお、3回目接種をした方のうち、18歳～59歳で基礎疾患などの登録がない方には4回目接種のお知らせ(ピンク色のはがき)を郵送しています。基礎疾患などがある方は申請してください。詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

ワクチンの種類 1～3回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチンを使用します。



新型コロナワクチン接種証明書アプリ

政府公式のアプリです。証明書の取得には、マイナンバーカードが必要です。詳しくはデジタル庁ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。



申請は令和5年2月28日(火)(必着)まで 子育て世帯生活支援特別給付金

低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に給付金を支給します。詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

対象児童 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童(障害のある方は20歳未満)

支給額 対象児童1人当たり5万円

ひとり親世帯

◎令和4年4月分の児童扶養手当受給者 6月28日に振り込み済みです。

◎令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方 **申請が必要です。** 公的年金などの受給で児童扶養手当が全額停止になっている方や、所得制限により児童扶養手当が全額停止となっているが、収入が児童扶養手当の所得制限基準まで下がった方が対象です。

ふたり親世帯

令和4年4月分以降の児童手当・特別児童扶養手当受給者で、住民税非課税の方は申請不要です。



▲ひとり親世帯 ▲ふたり親世帯

申請が必要な方 次のいずれかに該当する方…①令和4年4月分以降の児童手当・特別児童扶養手当受給者で、家計急変者 ②令和4年3月31日時点で高校生相当年齢の児童(平成16年4月2日～19年4月1日生まれ)を養育している方で、住民税非課税者 ③令和4年4月1日以降に新たに高校生相当年齢の児童を養育する方で、家計急変者または住民税非課税者

※家計急変者…新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度の住民税が非課税の方と同様の状態にある方

※住民税非課税者…令和4年度の住民税均等割が非課税の方(未申告者を除く)

〈共通〉

申請方法 令和5年2月28日(火)(必着)までに必要書類(子ども支援課で配布。市ホームページからダウンロード可)を郵送・持参。〒270-1192市役所子ども支援課(西別館2階、住所省略可)

☎ 子育て世帯生活支援特別給付金ダイヤル(子ども支援課) ☎7185-1172(月～金曜日午前9時～午後4時)

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 受付開始

支給対象・申請方法 下表参照

支給対象	申請方法
①令和3年1月1日～12月10日に世帯全員が市に住民登録をしており、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯(未申告者含む)	未申請の世帯はコールセンターにお問い合わせください。 ※1月31日に確認書を発送済みです。
②令和3年1月1日～4年6月1日で世帯全員が市に住民登録をしており、令和4年度新たに住民税均等割が非課税の世帯(未申告者含む)	9月30日(金)までに、必要書類を添えて郵送・持参 ※7月1日に確認書を発送済みです。
③令和3年1月2日以降に市に転入した方がおり、令和4年度新たに世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯(未申告者含む)	9月30日(金)までに、申請書(市ホームページ〈QRコード参照〉からダウンロード可)、必要書類を郵送・持参
④令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税均等割が非課税の世帯と同様の状態にある世帯	



※令和3年12月10日時点で国内に住民登録がある世帯のみ対象

※①～③は、住民税が課税されている方の扶養親族などのみからなる世帯などは対象外

※すでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯や、その世帯主であった者を含む世帯(④の家計急変者を含む)は対象外

支給額 1世帯当たり10万円

申 〒270-1192市役所社会福祉課(西別館4階、住所省略可)

問 臨時特別給付金コールセンター☎7185-1763